

サンドボックス制度の導入に係る論点

○サンドボックス制度を導入するに当たり、立法事実が不明確。

- 航空法に基づく許可・承認（以下「許可等」という。）に当たっては、申請から概ね10営業日以内に許可等を出している。また、飛行経路や飛行日時を限定しない包括許可等も行っている。
- より時間を要しているのは、地元関係者との合意形成であるが、航空局では関係者から合意をえることを許可等の要件とはしていない。（トラブル防止の観点から関係者から合意をえることについて助言を行っている。）

○「総理大臣」、「国家戦略特区担当大臣」、「監視・評価委員会」、「事務局（内閣府）SB支援チーム」等、関係者/機関が担う責任・権限が不明確。

○航空法に基づく許可・承認の審査と同等の安全性が確保される必要がある。

- 許可等に際して、航空機の航行の安全と地上の人及び物件の安全を確保するための観点から、航空工学等高度な専門的知識・知見を有する者が確認をしている。
- 特に実証実験で使用される無人航空機については、大型かつ個別に複雑な改造がなされている機体が使われることが多いため、より高度な知識・知見が必要である。
- また、空港周辺や150m以上の空域で飛行を行う場合には、航空機の航行の安全の観点から、NOTAMの発行依頼や空域調整の確認等を行う必要がある。

○事故等が発生した際の原因究明や再発防止策の実施、事業者への指導が迅速かつ適切に行われる必要がある。

- 許可等の条件として、事故等が発生した場合には国交省へ報告させることとなり、国交省から当事者に対して原因究明や再発防止策の検討を指示するとともに、その妥当性を専門的な知識・知見を有している国交省が評価を行うこととしている。

○事情の変化があった場合には、許可等の取り消しや新たな条件の付与が迅速かつ適切に行われる必要がある。

- 航空機の航行の安全や人及び物件の安全に影響を及ぼすような重要な事情の変化があった場合は、許可等を取り消し、又は新たに条件を付すことがある。